

経済産業省告示第二百三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十一号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くもの）の一部を次のように改正し、平成二十一年六月十八日から施行する。

平成二十一年六月十六日

経済産業大臣 二階 俊博

第一号中「並びに同令別表第二の二に掲げる貨物であつて北朝鮮を仕向地とするもの」を削る。

第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 北朝鮮を仕向地とする貨物（前号に掲げる貨物を除く。）

附 則

この告示による改正後の第二号の規定は、平成二十二年四月十三日限り、その効力を失う。